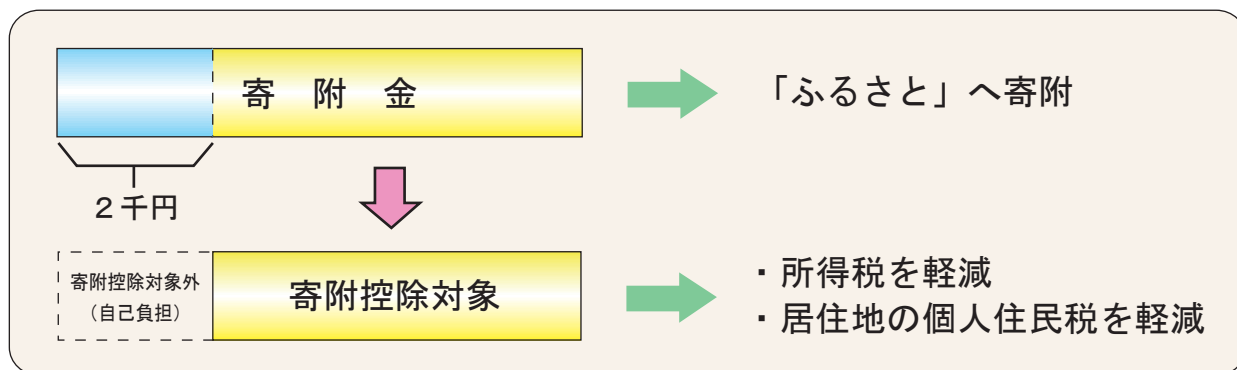


『ふるさとと寄附金（納税制度）』の概要

■ ふるさとと納税制度とは

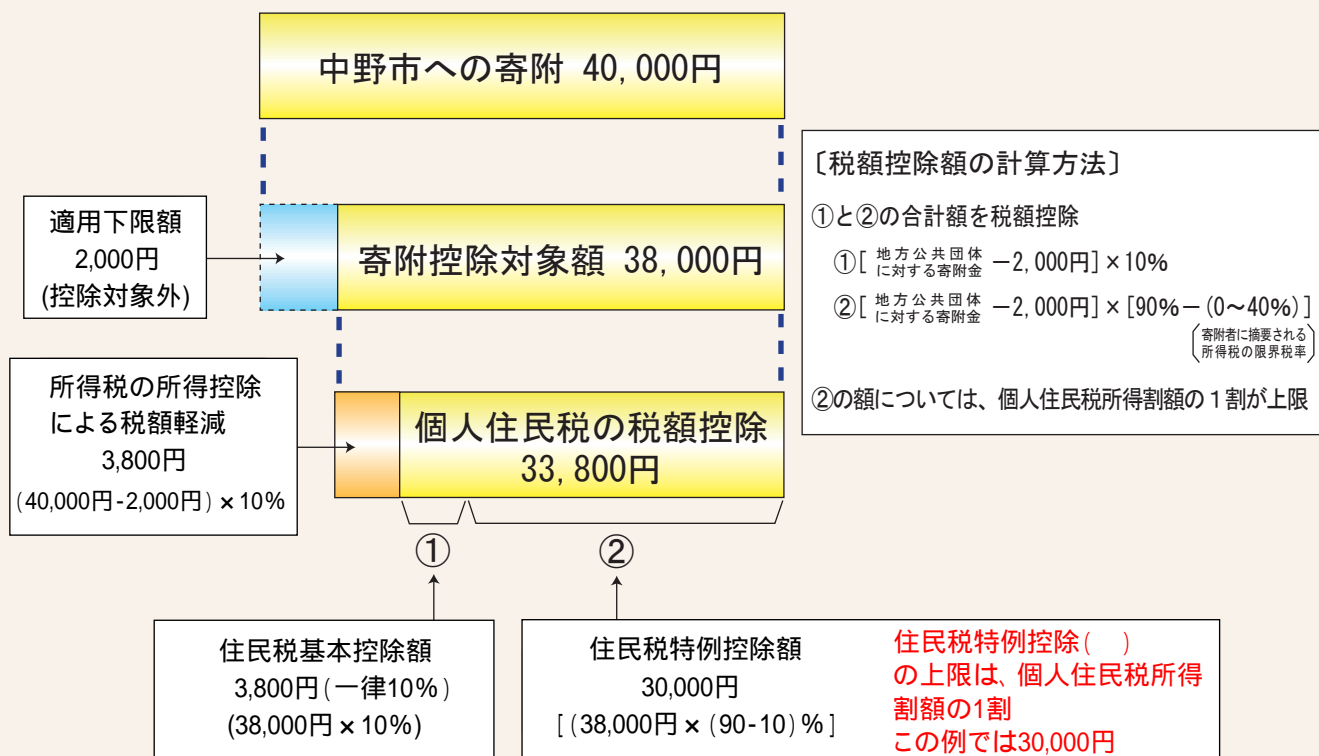
「ふるさとと納税」とは、ふるさと等の地方公共団体へ贈る「寄附金」のことで、「ふるさと」に対し貢献又は応援をしたいという納税者の思いを実現する観点から、地方公共団体（出身地に限らず、全国すべての都道府県・市区町村から選択可能）に寄附をした場合、居住地の個人住民税や所得税が軽減される制度です。

個人住民税については、地方公共団体に2千円を超える寄附を行うと、2千円を超える部分（寄附金－2千円）について、一定の限度（個人住民税所得割額の1割）まで居住地の個人住民税から控除されます。



■ 寄附金控除の計算イメージ

個人住民税所得割額 300,000円、所得税限界税率 10% の方が中野市へ40,000円の寄附をされた場合



個人住民税控除税額合計 (①+②) 33,800円 (うち県民税13,520円、市民税20,280円)

(注) 個人住民税控除税額のうち、2/5が都道府県民税、3/5が市町村税から税額控除となる。